

令和6年度に係る監事監査報告

令和7年6月

独立行政法人水資源機構 監事

監査報告

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の令和 6 事業年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

なお、監査の具体的な内容は、別冊「令和 6 年度に係る監事監査の実施結果」のとおりである。

I 監査の方法及びその内容

監事は、独立行政法人水資源機構監事監査要綱に基づき、別冊Ⅱ. 1 に掲げる監査計画において監査重点項目を設定し、以下の通り機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を実施した。

- ① 理事長をはじめとする役員、監査室及び経営企画部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めた。
- ② 役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ③ 本社及びその他の事務所において、業務、財産の状況及び通則法に基づき主務大臣に提出する書類を調査した。
- ④ 役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ⑤ 当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ⑥ 会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

II 監査の結果

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムは適切に整備され運用されていると認める。

内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

また、意思決定の内容が法令などに違反する事実や不合理な事実は認められない。

一方、現場事務所では設計ミスの発覚、自然公園法指定地内での樹木の誤伐採、建設現場における重大事故となる危険性のあった鋼材運搬時の接触事故などが発生したにも関わらず、速やかに本社へ報告するというルールが守られていない事例が発生しており、ガバナンス・コンプライアンス意識の再徹底が急務である。

また、少子高齢化や就労への価値観の変化により技術系職員の新規採用の苦戦が続いている状況について、昨年から取り組んでいる採用戦略の見直しが功を奏し、令和7年度新規採用職員については、6年度を上回る内定（応諾）者を確保することができた。今後も新卒採用、経験者採用など多様な採用戦略に取り組むとともに、業務必須資格取得者に対する支援・手当面での処遇など可能な限りの方策を検討し、安定的な採用が確保できることを期待する。特に技術職の中で電気通信職、機械職は現在も職員数が少ない上に、新卒採用での必要数確保が困難な状況が続いており、一層踏み込んだ取組が求められる。

さらに、現在進められているDXや業務改善、採用や人材育成、広報等改善の取組は6年度に確かな成果を出したところであるが、これらの継続により、機構の業務推進体制が、時代の変化に適応した新たな段階に進化していくことを期待する。

3 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。

令和6事業年度の財務諸表等は、適正であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況についての意見

一者応札の改善の取組、随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の取組は着実に実施されていた。

今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。

2 保有資産の見直しについての意見

土地・建物等の必要性の見直しや不要と認められる財産の処分については、着実に進捗が図られている。宿舎及び寮については、将来的な維持管理の取組が検討されている。

一方、会計検査院からの改善処置要求に対する事案については、進捗もあるが、地方公共団体に費用負担を求めるものがあることから協議が長期化するものも生じている。

引き続き、関係部署においてフォローアップを行っていくことが重要である。

3 給与水準の状況についての意見

給与水準の設定についての考え方については、妥当であると認める。

4 法人の長の報酬水準の妥当性についての意見

理事長の報酬水準の設定の考え方については、妥当であると認める。

令和7年6月19日

独立行政法人水資源機構

監 事 尾根田 勝

監 事 富樫 美加

別冊

令和6年度に係る監事監査の実施結果

令和7年6月

独立行政法人水資源機構 監事

目 次

I	目的	1
II	実施内容	1
1	監査計画	1
(1)	監査方針	1
(2)	実施方法等	2
2	業務監査	2
(1)	定期監査	2
(2)	テーマ監査	2
(3)	臨時監査	3
(4)	理事長及び副理事長との意見交換等	3
3	会計監査	3
III	監査の結果	3
1	業務監査	3
(1)	監査重点項目	3
1)	中期計画の取組状況	3
2)	内部統制の取組状況	7
3)	法令関係諸手続きの適正化の状況	10
4)	入札契約の適正化の取組状況	11
5)	保有資産の見直し・資産の管理状況	12
6)	人材育成の取組状況	13
7)	技術力の維持・向上	13
8)	地域への貢献	14
9)	既監査での是正・改善事項等のフォローアップ	14
(2)	テーマ監査「総合管理所化の試行状況」	15
(3)	その他の重要な監査事項	15
1)	給与水準の状況	15
2)	事業報告書	16
(4)	事務処理に係る検討等が必要と認められる事項	16
2	会計監査	16
	監査実施事務所	18

I 目的

監事監査は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の業務を監査し、必要な提言等を行うことにより、業務の適正な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的としている。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第20条第2項に基づき、主務大臣（国土交通大臣）に任命された監事は、①機構の業務を監査し主務省令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない（通則法第19条第4項）、②いつでも役職員に対して報告を求め、機構の業務及び財産の状況を調査することができる（通則法第19条第5項）、③機構が、通則法、総務省令及び主務省令で定める書類を主務大臣に提出しようとするときは当該書類を調査しなければならない（通則法第19条第6項）、④監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる（通則法第19条第9項）、⑤役員の不正行為、不正行為のおそれ、法令違反若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、理事長及び主務大臣に報告しなければならない（通則法第19条の二）こととされている。

また、機構は、①財務諸表を主務大臣に提出するときは、財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない（通則法第38条第2項）、②財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査を受けなければならない（通則法第39条第1項）こととされている。

II 実施内容

1 監査計画

独立行政法人水資源機構監事監査要綱（平成27年3月27日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、監査項目、監査実施日等について「令和6年度監事監査計画」を作成し、監査を実施した。

「令和6年度監事監査計画」の概要は次のとおりである。

(1) 監査方針

機構は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的に設立された、いわゆる中期目標管理法人であり、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを経営理念として掲げている。この目的及び理念の達成に向け、第5期中期計画において、水資源開発施設等の管理業務及び建設業務を実施することにより「安全で良質な水の安定的な供給」と「洪水被害の防止・軽減」に努めることに加え、内部統制の充実・強化、業務運営の効率化、技術力の維持・向上、機構の技術力を生かした支援、地域への貢献等を行うこととしている。

これらを踏まえ、令和6年度の監事監査は、機構の事業・事務が第5期中期計画に基づき適正に執行されているかを監査するとともに、次に掲げる監査重点項目に沿って、中期計画に掲げる目標の達成状況、業務運営の効率化及び内部統制システムの運用状況等について監査を実施し、必要な提言等を行う

こととする。

〔監査重点項目〕

- ①中期計画の取組状況
- ②内部統制の取組状況
- ③法令関係諸手続きの適正化の状況
- ④入札契約の適正化の取組状況
- ⑤保有資産の見直し・資産の管理状況
- ⑥人材育成の取組状況
- ⑦技術力の維持・向上
- ⑧地域への貢献
- ⑨既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

(2) 実施方法等

1) 実施方法

定期監査のほか、監事が必要と認めた場合に臨時監査を実施する。

① 定期監査

監査対象事務所において資料の提出及び説明を求めて実施する。

なお、定期監査の一部については、法人としての課題意識や監査対象事務所の懸案事項等を勘案したテーマを設定して実施する。

② 臨時監査

監査対象事務所及び監査日程は必要に応じて定める。

2) その他

- ① 監査の結果について、毎月理事長及び副理事長へ説明し、意見交換を行う。
- ② 本社監査において各部室長と意見交換を行い、本社監査実施後に理事長、副理事長及び本部長（理事）と意見交換を行う。
- ③ 会計監査については、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的な情報交換を行うとともに、適宜、会計監査人に説明及び報告を求めながら行う。

2 業務監査

(1) 定期監査

定期監査に係る監査実施事務所として巻末に示すとおり、本社及び25事務所を選定し、監査を実施した。

監査の実施に当たっては、その業務を効率的に遂行するため、監査室の職員に加えて、用地事務に精通した職員2名を監査補助者として指名した。

また、中期計画及び年度計画に記載された機構のミッションの実施状況及び潜在的なリスクの把握に資するため、本社部室長との面談を実施した。

(2) テーマ監査

定期監査対象事務所のうち6事務所において、巻末備考欄に示すとおり、

テーマを「総合管理所化について」として、新たに総合管理所の試行を行う事務所で「テーマ監査」を実施した。

(3) 臨時監査

令和6年度の臨時監査は、実施しなかった。

(4) 理事長及び副理事長との意見交換等

1) 理事長及び副理事長との意見交換

監事監査実施結果概要等について、理事長及び副理事長と意見交換を行った。

実施日	令和6年6月25日、7月23日、8月29日、9月17日、10月21日、11月26日、令和7年1月8日、1月27日、2月25日、3月26日
-----	--

2) 部長等との面談

6月期と11月期の本社監査に合わせて各部長と面談を実施し、意見交換を実施した。本部長については、役員会等の際に随時意見交換を実施した。

このほか、要綱の規定に基づき、役員会その他の重要な会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めて監査を実施した。

また、本社及びその他の事務所から業務の実施状況を聴取し、必要な文書及び資料の提出又は閲覧を求めて監査を実施した。

3 会計監査

監事は、会計監査人が行う監査計画、当期の決算に係る検討事項等について、会計監査人と意見交換を行うとともに、会計監査人の監査状況及び職務遂行に関する事項について、会計監査人の説明及び報告を求めるなど、緊密な連携の下、監査を実施した。

通則法第39条第1項に規定する財務諸表等及び事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書については、財務部から必要な説明を受けるとともに、会計監査人から会計監査報告を受け、これらについて確認を行った。

内 容	実 施 日
監査計画打合せ	令和6年11月25日
監査実施状況中間報告	令和7年4月11日
決算監査打合せ(監査結果概要報告)	令和7年6月5日
決算監査結果報告	令和7年6月18日

III 監査の結果

1 業務監査

(1) 監査重点項目

1) 中期計画の取組状況

① 中期計画の進捗管理

中期計画及び年度計画の進捗状況については、年2回役員会に報告されていることを確認した。

また、監査実施事務所において中期計画の進捗状況を監査し、計画に沿って取組が実施されていることを確認した。

② 渇水への対応

令和6年度の渇水対策では、7水系のうち4水系（利根川、淀川、吉野川、筑後川）で取水制限等が行われた。本社、関東管内、関西・吉野川支社淀川本部、吉野川本部、筑後川局及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減に努めていた。

③ 洪水への対応

6年度は洪水調節を目的に含む全25ダムのうち12ダムにおいて、延べ38回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。

主な洪水対応実績としては、5月前線時における池田・早明浦ダムと、7月前線における阿木川ダムの防災操作、8月の台風10号時における6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムと徳山ダムが連携した防災操作がある。

5月は、前線を伴った低気圧が27日から28日にかけて日本付近を通過し、低気圧や前線に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となり、西日本から東日本にかけて大雨となった。この降雨による洪水に対して早明浦ダムでは、最大流入量（毎秒約908 m^3 ）に対し、約83%に相当する毎秒約758 m^3 の洪水をダムに貯留した。また、吉野川では、池田地点で「はん濫危険水位（8.00m）」に迫る水位7.70mを記録したが、吉野川上流ダム群による洪水調節により、河川水位を約0.57m低減させ、はん濫危険水位の超過を防いだ。

7月は、東日本付近に停滞した梅雨前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、岐阜県で活発な雨雲が発生した。この影響により16日から17日かけて阿木川ダム上流で約95mmの流域総雨量を観測した。この降雨による洪水に対して阿木川ダムでは、最大流入時（毎秒約282 m^3 ）に対して、約92%に相当する毎秒約260 m^3 の洪水をダムに貯留した。この洪水調節により、阿木川ダムの下流（大門地点）で、河川水位を約1.40m低減させ、はん濫危険水位の超過を防いだ。

8月は、29日に鹿児島県に上陸した台風10号の影響により29日から31日にかけて徳山ダム上流で約207mmの流域平均総雨量を、横山ダム上流で約247mmの流域平均総雨量を観測した。この降雨による洪水に際し、6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムと徳山ダムが連携した防災操作を実施し、2ダムで約1,140万 m^3 の洪水を貯留した。この洪水調節により、揖斐川の岡島地点（揖斐川町）で、河川水位を約1.10m低減させ、水防団待機水位の超過を防ぐとともに、万石地点（大垣市）で、河川水位を約0.50m低下させ

た。

一方、洪水被害の防止・軽減に向けた取組の強化として、元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、利水ダムも含めダムごとに治水協定を締結（特定施設24ダム、利水ダム12ダム）し、事前放流等に取り組んでいる。6年度は、特定施設の2ダム（室生、日吉ダム）で延べ3回、利水ダムの4施設で延べ8回の事前放流を実施した。

また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請に応じて、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作（特別防災操作）の実施と検討に努めている。

特別防災操作の要領策定に向けて「ダムの機能を最大限活用する洪水調節方法の導入に向けたダム操作規則等点検要領及び同解説（平成29年7月 国土交通省水管理・国土保全局）」に基づき、平成29年度までに実施の可否や実施要領の検討を行っており、6年度は、荒川水系の2ダム（浦山ダム、滝沢ダム）において、7月に「特別防災操作指示要領」を策定した。さらに、味噌川ダム、日吉ダムについて、特別防災操作に関する指示要領策定に向けて、引き続き関係機関との調整を行った。

なお、6年度に特別防災操作の実施が必要となる洪水は発生しなかったが、特別防災操作の実施要請が多い味噌川ダムにおいて、アンサンブル降雨予測を特別防災操作の実施判断に活用する検討を進めていた。

④ 災害等支援活動

災害時等における機構の技術力を活かした他機関への支援について、「令和6年能登半島地震」により水道基幹施設等に甚大な被害を受けた石川県珠洲市において、発災直後から可搬式浄水装置による応急給水支援の調整を行い、1月9日より4月19日までの102日間、延べ約800人の職員を派遣し、給水総量約4,500m³を提供した。また、農林水産省北陸農政局から被災地の未点検ため池を点検する職員派遣の要請を受け、1月13日より4月26日までの105日間、延べ約400人の職員を派遣し、約320箇所のため池点検を実施。機構の技術力を活かした被災地支援を行うとともに、地震で被災した用水路復旧のための備蓄資材（水輸送用途覆装鋼管φ1650mm）を提供していた。

更に、九州農政局が管理する「遥拝堰」（国営八代平野土地改良事業）では、5月28日に発生した豪雨によりゲート更新工事のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が出水により流出し取水不能となった。この事象に対して、九州農政局の要請により、筑後川下流総合管理所に配備されているポンプ車（60m³/min）1台を現地に派遣し、5月31日から6月26日までの間、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急的な取水対応に機構のポンプ車が活用された。

平常時においては、迅速な初動対応につなげるため、災害発生時に機構が所有する配備機材の輸送等を機構に代わり実施できる企業と災害支援に関する災害協定を締結し、支援体制の整備を図っている。また、6年度に実施したポンプ車操作訓練では、機構の訓練計画を農林水産省本省から各地方農政局と共有して合同訓練を実施するなど、危機管理能力の向上及び連携強化を

図るとともに、関係自治体や利水者の参加も促し、機構の配備機材や装備について情報共有を行っていた。

⑤ 計画的で的確な施設整備

ダム等事業の思川開発事業、早明浦ダム再生事業等及び用水路等事業の香川用水施設緊急対策事業、豊川用水二期事業、成田用水施設改築事業、吉野川下流域用水事業、福岡導水施設地震対策事業等において、遠隔臨場の導入による立会に伴う移動時間及び待ち時間の削減等業務の効率化、新技術や工法選定等の比較検討、設計・施工の最適化によるコスト縮減に取り組み、着実に事業の進捗が図られていることを確認した。

この中で、香川用水施設緊急対策事業では、高瀬支線水路の老朽化対策及び耐震対策工事において、管種や立坑位置等の施工計画の見直しにより、工事を1年前倒しで完了させたことで、建設業界における人手不足の拡大や世界的な半導体不足等が発生する中においても、不測の事態に備えることが可能となり、事業工期内に全ての工事を完成させることができた。

⑥ 業務運営の効率化

人材育成と職員間のコミュニケーションの活性化、共通業務の集約化による業務の効率化・省力化や、防災対応時などで弾力的・機動的な人員配置を行うため、7年度から現場組織の再編（大括り化）を実施すべく、6年度に4エリアを対象として総合管理所化の試行を行い、効果や課題を検証していた。

また、業務改善を通常業務の一環として恒常的な取組として浸透を図るため、職員が気軽に取り組むことができるように「水資源機構カイゼン活動」を立ち上げ、改善事例のすべてについてグループウェアを活用して容易に登録・閲覧できるようにして、業務の効率化に役立ち、横展開可能な取組を全社的に共有していた。

さらに、一般事務業務におけるWEB会議システムや電子決裁システム等の活用、管理業務における水路等施設管理支援システムや機械設備保全システムの活用等、ICT技術の積極的な活用により業務の効率化等が進められていた。

適正な事業監理と、こうした業務運営の効率化により、新築・改築を除く事業費については、消費税法改正に伴う延べ払い基準の特例廃止の影響を除けば令和3年度比3.7%の縮減となり、人件費・公租公課等を除く一般管理費も物価高騰等の影響がある中で令和3年度比3.2%縮減しており、令和7年度末4%以上の縮減に向けて着実に取り組んでいる。

⑦ DXの推進

デジタル技術の活用により、従来からの事業における技術や組織運営を含む業務の進め方の変革を進めるため、「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」を策定、DXプロジェクト推進委員会を設置し運営している。

推進体制については、一般事務DX推進部会においてグループウェア、業務システム、IT環境整備の効率化・高度化の推進を、現場技術DX推進部会において建設分野として思川開発事業における効率化・生産性向上の取り組み、施設管理として遠隔操作・監視・支援の導入、データの集中管理による効率的な記録・活用に取り組んでいた。

具体的には、南摩ダムの試験湛水前のフェイススラブの状況を把握するための無人航空機（UAV）及びAIを活用したクラック調査の試行、早明浦ダム再生事業の増設洪水吐き工事の掘削工及び法面整形工において、UAVによる空中写真測量を用いた出来形管理、草木ダムにおける河川巡視にAIカメラを活用する取組みが行われるとともに、各現場においてICTの積極的な活用により遠隔臨場による監督業務の効率化が図られていた。

また、各ダムの巡視点検記録等を電子帳票化し、クラウドにデータを蓄積・管理することにより、総管等からの施設の集中管理に向けたデータの共有化に取り組んでいた。

さらに、導入済みのグループウェア機能を活用し、システム化未了の業務フローのシステム化等を進めると共に、本社内の打合せでは各自配布のPCを前にした打合せ方法を一般化させ、ペーパーレスや打合せにかかる諸準備の負荷を軽減しており、6年度は全社にこの方法を可能とする環境整備を行っていた。

【監事意見】

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

一方で、降雨様態の変化によって、今後の防災対応増加が想定されるが、職員の実数は、過去に採用を絞った影響や全国的な人材難、特に技術系の新規採用難により、現在においても十分な確保はできていない。効率的な業務運営を目指し、DXの推進による業務の自律・自動化に、更に戦略的に取り組むことが重要である。

業務のDX化に関しては、建設のみならず管理業務における実装の行程表が全社共有化された。DX推進体制も計画・開発・実装の各段階を担うプロジェクト組織が生まれ、円滑な技術実装に向けて大きく進展したことを高く評価する。

業務の効率化に関しては、グループウェアによるペーパーレス会議、動画等の大容量データの共有、アンケート機能の利用、共同作業などが始まり業務の効率化が図られていることを評価する。

また、事業費の縮減、一般管理費の縮減についても物価高騰等の影響を強く受けながらも着実に取り組んでおり、高く評価するが、監査では機器更新の先送りや旅費の抑制による職員の現場出張機会の減少という影響も耳にしている。業務改善に欠かせない遠隔制御・遠隔監視のための通信環境の強化、近年のサイバー攻撃の多様化に対処するためのセキュリティ強化など、取り組むべき課題も多く、目標達成を含めた優先順位付けが重要である。

2) 内部統制の取組状況

① 「内部統制の基本方針」の浸透・定着

内部統制の基本方針について、グループウェアの掲示板への掲載、各種会議、内部統制・コンプライアンスに係る内部研修、コンプライアンスアンケート等の機会を通じて、浸透・定着に努めていた。

② 役員と事務所との意見交換

役員が職員と密なコミュニケーションを図り、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図るため、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において実施した。また、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換については、34事務所のうち17事務所において実施し、機構の経営理念、経営方針等について直接説明するとともに、現場における課題等について意見交換を行っていた。

さらに、意見交換の内容について役員間で情報共有されていた。

③ 理事長及び副理事長と監事との連携

監査の結果について、毎月理事長及び副理事長へ説明し、意見交換を行った。本社監査では各部室長と意見交換を行い、本社監査実施後に理事長、副理事長及び本部長（理事）と意見交換を行った。

④ リスク管理の取組状況

a) リスク管理委員会等の開催

リスク管理のモニタリング等を行うリスク管理委員会が年2回開催されていた。

b) リスク管理手法の全社的な推進

PDCAサイクルによるリスク管理を推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において最重要、重要リスク及びその他のリスクについて6ヶ月に1回行うリスクモニタリングにより、リスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しが行われると共に、本社・支社局及び全事務所で、勉強会やリスクの共有等を通じて、更なる浸透を図っていた。

なお、リスク管理手法については職員の習熟度合いが増している一方、資料作成に係る負担が増加していることを踏まえ、新しいリスク管理状況のモニタリング方策の見直しを行っていた。

c) 危機管理能力の向上

梅雨や台風等の降雨による出水に備え、機構が管理する全ダムの管理所と河川管理者である国等とが連携した洪水対応演習が実施されていた。

また、災害発生直後に迅速な初動対応を図ることを目的として、防災週間に合わせた全社的な地震防災訓練や、各事務所で独自のテーマを設定した危機管理訓練が実施され、職員の危機管理能力の向上が図られていた。

⑤ アセットマネジメントシステム

業務水準の更なる向上を目指し、平成28年度にISO55001の認証を取得しAMS内部監査や役員によるマネジメントレビュー等のチェックが行われているが、7年度からは機構AMSの名称を用いた取組は終了し、中期計画、年度計画に基づく業務実績報告、監査など通則法に基づく機構本来の仕組みにより対応するとした方針が決定された。

7年度からは中期計画の下、インフラ長寿命化計画との整合を図りつつ、各種業務計画の策定・実施・進捗状況の確認・見直しを進めることで、施設の建設・操作・維持・修善の各業務の実施と継続的な改善を行い、「機構本来の仕組み」により業務成果の向上を図ることとしている。

⑥ コンプライアンスの取組状況

a) 講習会・研修の実施

「適正な業務執行体制の確保の徹底について（令和6年4月9日付け総経第5号）」に基づき、コンプライアンスの徹底を図るため、所属毎に定期的にコンプライアンスミーティングが実施されていた。全社的には3回開催しており、7月の支社局長等会議・全国所長会議においては、コンプライアンスミーティングの取組状況等について、意見交換も実施していた。

また、例年同様、11月をコンプライアンス推進月間と位置付け、法令遵守研修（講師：機構顧問弁護士）やハラスメント防止研修（講師：外部識者）を実施して、意識向上が図られていた。

b) アンケートの実施

倫理行動指針の浸透、定着を図るだけでなく、内部統制の基本方針の浸透状況の把握、官製談合防止、ハラスメント防止等の観点から質問事項を設定し、コンプライアンス推進月間にコンプライアンスアンケートを実施していた。アンケートの結果、5年度に引き続き「倫理行動指針」を始めとする倫理規程等に関する認知度は高い水準を維持していることが確認できた。

c) 倫理委員会

コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、年2回開催されていた。

d) 情報の発信

グループウェアの掲示板に、倫理委員会資料、コンプライアンスに関する基本的な事項を取りまとめた資料、他機関の有用な取組や不適切案件に関する資料等の掲示が行われていた。

e) 談合防止対策の取組

新任管理職研修等の内部研修で談合防止に係る講義が8回実施されていた。

また、談合防止対策の徹底を図るため、全事務所を対象とした全国経理事務担当者会議等の場を活用して入札契約情報の厳格な管理や談合防止対策の説明会が4回実施されていた。

⑦ 情報セキュリティ対策

6年5月～7月にかけて、事務従事者（機構の職場で業務に従事する全ての役職員、事務補助員等）に対するセキュリティポリシー説明会や標的型攻撃メール訓練等を実施し、情報セキュリティに対する意識向上を図っていた。

また、情報セキュリティ強化の取組として、情報セキュリティ機器の運用管理、事務従事者への訓練、教育及び自己点検、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）との情報共有等が実施されていた。

情報セキュリティ監査については、機構の監査計画書に基づき、本社、支社局及び各事務所に対して行われていた。

⑧ 情報の共有

本社や各事務所からの情報については、支社局長等会議、支社局の管内所長会議、各事務所の管理職会議等が定期的に行われ、全社的に共有さ

れていた。

また、各種会議においてWEB会議システムを活用し、業務の迅速化・効率化を図っていた。

しかしながら、一部の事務所で受発注者間の紛争、金銭トラブルになりかねない事案、建設現場における重大事故となる危険性のあった鋼材運搬時の接触事故などが発生したにも関わらず、速やかに本社へ報告するというルールが守られていない事例があった。本件については既に対応がとられており、全社にガバナンス等の徹底に向けた周知が図られていた。

⑨ 法人文書管理の徹底・強化

6年4月法人文書管理の全社統一保管ルールが定められ、機構の共有フォルダで保存する法人文書について、一定の体系的管理の方法を示すことで電子的な法人文書の適正な管理を促進するとともに、人事異動に伴う新たな勤務先でも容易にファイルの検索が可能となるよう取り組んでいた。

なお、6年度の文書整理月間では、法人文書の適切な保存及び廃棄の徹底を図っており、実施後の状況確認を実施していた（本社においては総括文書管理者の確認、事務所においては主任文書管理者の確認とともに、文書整理月間後においては本社総務課が複数の事務所を対象に現地確認が実施されていた。）。

⑩ 採用戦略及び広報戦略

本社内に採用戦略チームを発足させ、採用HPや資料を刷新、事務所にリクルート担当を配置するなど採用戦略の強化を行い、学校とのつながり強化、募集時期の前倒しや拡大、オンラインを活用した受験機会の確保、利便性の向上などの取組により成果をあげていた。

また、積極的な採用に係る広報活動として、大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、機構のPRに繋がる活動を積極的に実施していた。

【監事意見】

内部統制に関する業務は適切に行われているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

業務改善についても、組織のそれぞれの段階で取組がなされているが、優良な施策や方法の標準化や横展開に関してはその浸透を図るため、昨年度に引き続き更なる強化が必要である。

また、情報の共有の項に述べたとおり、6年度は本社幹部への速やかな情報共有が遅れる事態が相次いだ。その原因には危機管理に対する認識のゆるみや、報告の早さよりも形式が整っていることを優先する意識があると考えられる。本件に関しては、理事長の陣頭指揮で全社への注意喚起が速やかに図られていたが、公共事業体として常に気を配らなければならないところである。

3) 法令関係諸手続きの適正化の状況

工事等における法令関係諸手続きの適正化を図るための全社的な取組として、発注から完了までに必要となる諸手続き、留意事項、進捗状況等を各段階で

確認するためのチェックリストが作成され、諸課題の可視化による情報共有が図られていた。

また、法令違反の具体的な事例を用いた研修会等が開催され、法令遵守に対する職員一人一人の意識付けの取組が行われていた。

しかしながら、一部の事務所で所要の手続き（法令、条例）の確認がされておらず、自然公園法の指定地内での樹木誤伐採が発生した事例があった。

本件については既に修正対応がとられており、全社に法令遵守の徹底に向けた周知が図られていた。

【監事意見】

法令関係諸手続きの適正化の数々のしくみは、問題発生の都度改善が加えられ、業務体制に根付き、着実に実行されている。しかしながら、法令手続きの失念事例等の根絶には至っていない。今後も機会あるごとに法令遵守の徹底周知を行うと共に、法令関係情報の変化をフォローし、遺漏のない対応を継続して行う必要がある。

4) 入札契約の適正化の取組状況

① 一般競争入札の状況

一般競争入札を基本とした発注が推進されていた。6年度の一般競争入札による発注件数は、発注全体件数の66.1%（5年度は66.9%）であった。

② 一者応札の状況

「一者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長やメールマガジンの配信による「公告期間、公告方法の改善」、地域要件等の「入札参加条件の緩和」、「準備期間の確保のための早期発注」、翌年度発注予定工事等の機構ホームページにおける公表時期の前倒し（従前3月に公表していたところ、1月前半に公表）や、6年度からの公表内容の充実（工事規模、工事实績要件等の明示）を行い、応札・応募環境の改善の取組が行われていた。これらの取り組みにより6年度の一般競争入札における一者応札件数の割合は、48.4%（5年度は46.3%）であった。

長期的には近年一者応札率は上昇傾向にあり、その改善に向けたさらなる取り組みとして、若手技術者の活用・育成のための入札制度や週休2日制工事の試行に加え、他機関における工事成績・表彰実績等の評価や、技術者不足を改善するための建設キャリアアップシステムモデル工事、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍等を推進する企業の評価の試行も開始していた。

③ 随意契約の状況

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」に基づき策定した「令和6年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」により厳格な運用が図られるとともに、所管部室による審査、契約監視委員会（年2回）による審議が行われていた。

④ 入札・契約手続状況の確認

監査を実施した全ての事務所において、入札・契約手続の状況について確認を行っていた。

⑤ ダンピング受注排除への取組

「施工体制確認型総合評価落札方式」及び「履行確実性評価型総合評価落札方式」による入札契約手続きが2年度から試行され、低入札を削減し、工事における適切な施工体制等を確保する取組が進められていた。

【監事意見】

入札契約の適正化の取組は着実に実施されている。

一方で、年々厳格化する運用が職員の稼働増につながっていることも事実であり、入札契約業務の運用に係る不断の業務改善も併せて必要である。

5) 保有資産の見直し・資産の管理状況

① 資産管理等整理推進委員会の開催

6年7月18日に開催された委員会では、会計検査院からの改善処置要求（平成24年10月26日付け24検第656号独立行政法人水資源機構理事長宛て）の検討及び協議の状況と5年度の処分手続きに関する報告及び6年度の処分計画について審議が行われていた。

② 保有資産の必要性等の見直し

新たな検証対象となる保有資産の有無を含め、資産保有の必要性や不要と認められる財産の処分方針等について、資産管理等整理推進委員会等において検討・整理を行っていた。

③ 宿舎・寮の維持管理

宿舎の老朽化の課題に対して、各事務所において各宿舎の宿舎整備計画を策定し、計画に基づき維持管理を行っていた。

また、宿舎整備委員会において、整備すべき宿舎～廃止する宿舎まで分類分けをし、優先度を考慮しながら予算確保の現実性を高める努力をしていた。

④ 会計検査院からの改善処置要求（平成24年10月26日付け）への対応

a) 水資源開発施設等の必要性の不断の見直し

不断の見直しにより、不要と判断した資産（千葉用水）について、通則法の不要財産処分に係る認可を受けて、売却手続きを行い処分がされた。

b) 兼用道路に係る管理費用の応分の負担

兼用道路に係る管理費用の応分の負担を求めるため、地方公共団体との協議が行われていた。

⑤ 施設財産の保全・管理

a) 地上権の更新

本社と現場が一体となった体制を構築するため、地上権再設定連絡推進会議が設置され、対象事務所において地上権再設定計画が策定された。

また、地上権再設定の状況をデータベースで共有し、経営層を始め、機構全体で問題意識を共有できる体制がとられていた。

6年度は、房総導水路、北総東部用水、成田用水、豊川用水、木曾川用水、三重用水で更新の契約を締結していた。

b) 施設の巡視等

施設の巡視、点検等を定期的実施することにより、施設の保全管理

が適切に行われていた。

【監事意見】

保有資産の不断の見直しを行い、状況は管理されており、整理完了に向けて業務を継続している。一方、宿舎等の整備保全は職員の生活における安全面や衛生面のみならず、働く意欲にも影響を及ぼす重要な取組である。良質な人材を確保するためにも時代に見合った水準への配慮が必要である。

また、会計検査院からの改善処置要求に関する事案については、地方公共団体に費用負担を求めるものがあり、協議が長期化するものが生じている。民地における地上権の更新においては、相続による所有権の分散等で交渉に時間がかかることもある。

関係部署による継続的な取組が求められる。

6) 人材育成の取組状況

働き方改革、ワーク・ライフバランスの重視、キャリア形成に関する若手の意識の変化や転職による人材流出への対応など機構を取り巻く状況の変化に合わせ、「人財育成プログラム」の更新を行い、OJTを可能にするための現場組織の大括り化や研修計画の見直しに取り組んでいる。

また、現場を活用した現地研修会やダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作等の研修などの専門技術研修のほか、分布型流出予測の活用の説明会を4回実施して予測に係る人材の育成に取り組んでいた。

さらに、機構内において「技術研究発表会」を実施し、若手職員の技術力向上・育成を図っていた。

【監事意見】

人材難の折から、組織の見直しを行うなど危機意識をもって人材育成に取り組む、人財育成室の立ち上げにより、研修プログラム・研修内容の充実が進んでいる。

人財育成室では、現場の人手不足によりOJTが困難になっている状況を踏まえ、研修カリキュラムの見直しやオンライン化、高スキルOB人材による指導体制立ち上げなどに取り組んでおり、高く評価できる。

7) 技術力の維持・向上

管理技術の高度化（施設の長寿命化等の技術の研究・開発を含む）に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術4ヵ年計画（R04-R07）」を策定し、調査・検討に取り組んでいた。これらの重点プロジェクトの実施に当たっては、総合技術センターを主体に本社関係部署と協働して取り組んでおり、機構内に設けた技術管理委員会にて審議を受けながら成果の質的向上や効率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図っていた。

ダム等施設における管理技術の高度化として、アンサンブル降雨予測情報を用いた流出予測を広くダム管理に実装するため、技術開発と運用ルールの策定を、関係機関と共に取り組んでいた。

また、現場と事務所間での管理情報の一元化・共有化を図ることを目的と

した水路等施設管理支援システムについて、水路系事務所全体で運用し、システムの操作性や運用に関する課題等の情報収集を行い、システム運用の安定化に向けた改良に取り組んでいたほか、ストックマネジメントデータベースを含む各種システムの閲覧を可能とする総合データベースシステムの構築について検討を行い、管理業務の効率化・高度化に取り組んでいた。

さらに、機構の有する技術力の活用及び継承に向け、策定済みのマニュアル類に新たな知見や技術を適時追加して情報共有を図るとともに、経験豊富な職員の有する知識やノウハウを、組織として継承し、活用できるよう取り組んでおり、「写真で見るダム施工」の重力式コンクリートダム編に川上ダムの情報を追加、ロックフィルダム編に小石原川ダムの情報を追加し、内容を再編集するとともに、工種に着目したビデオ動画にアクセスできるようにデジタルブック化し、6年度からフォローアップ塾等の研修資料に活用している。

【監事意見】

ICT等新技术を活用し、ダム・水路施設の調査、点検、診断等の管理技術の高度化に向けた取組が継続され実装が着実に進んでいる。ダム建設や施設の改築等の場面でのCIMの活用も行われている。

一方、職員の慢性的な不足等に伴い十分な時間をかけた研修やOJTの機会が減少し、若手職員を中心に技術力の低下が懸念されており、新しい研修カリキュラムにより、機構の組織をあげた対策に期待する。

8) 地域への貢献

上下流交流の実施や地域イベントへの協力、施設見学会等の実施など、様々な交流活動を通じて信頼関係の構築や情報共有に努めていた。

また、施設周辺地域の方々との交流の場を設け、情報の共有を図るとともに、水源地域ビジョンを策定し、自治体、NPO等の関係者と連携して湖面・湖岸及び湖周辺の利活用、流域内の植樹等の森林保全活動を通じた土砂・流木の貯水池への流入抑制や水源涵養の向上に取り組んでいた。

【監事意見】

機構ではこれまでも様々な地域貢献に取り組んでいるが、土休日に行われる活動は職員の稼働圧迫になっていた面もあった。この点に関しては広報部門が優良施策の横展開に資する情報をまとめ新規施策の具現化を支援する等、地域交流活動の継続・充実に向け改善が行われている。

9) 既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

前回監査時に注意事項等があった事務所において、改善策の実施状況を監査した。その結果、ダム管理補助業務委託において、総合評価方式による評価内容等の検討に時間を要し少額随意契約が月単位で行われていたもの、受発注者間で交わした書面等が確認できなかったもの、設計変更の手続きにおいて、指示した書面が確認できなかったもの、立会が行われたか書面で確認できなかったもの、普通旅費において、往復割引が適用されていなかったもの

のなどについて各事務所とも概ね改善措置が行われていることを確認した。

【監事意見】

改善措置は着実に実行されているが、監査では類似の軽微な不備が散見される。個々の事業所での改善にとどまらず、問題の抜本原因を改善する取組にも不断の努力が必要である。

(2) テーマ監査「総合管理所化の試行状況」

7年度からの本格導入に向けて総合管理所（以下「総管」という。）化の試行導入を実施している4総管で監査を実施した。

各総管では人員配置について、事務職の集約や技術職の一部集約によって知識、経験の異なる職員で相談、助言がしやすい環境となり、同じ事務所に配置されることで若手職員の孤立解消に効果があると期待している。

一方、人員減となる出先管理所に勤務する職員の孤立防止と育成策として、総管、出先管理所合同の訓練、勉強会、若手交流会などを行い交流の活性化に努めていた。

防災や緊急時の対応では、総管が各管理所に応援する体制を整備し、当番体制を構築するなどの対応がとられていた。

発注業務等については、総管の一般競争参加資格審査委員会、総合評価審査小委員会を活用しており、6年度以降に公告する工事・業務についての集約発注の可能性検討や共通業務等についての集約発注について検討していた。

防災時に現在の管理設備では総管において出先ダムの水管理データ履歴等で収集ができないものがあるため、必要なデータを整理した上で、遠隔操作への対応を含めてダムコン更新に反映することとしていた。

また、利水者が今後の対応に不安を持たないよう、現在と同様の利水者対応となる体制を構築していた。

【監事意見】

テーマ監査を設定した事業所では、当該テーマに関し着実な取組が行われていることを確認した。

(3) その他の重要な監査事項

1) 給与水準の状況

① 給与水準の状況

本給のカットや地域手当の異動保障の凍結等、給与抑制措置が継続して行われており、6年度は国や民間企業の動向を鑑み、4%の削減を行っている。

② 法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針に掲げられている職務の特性や参考となる他法人の事例等として、国の事務次官の年間報酬額、同規模の独立行政法人及び民間企業の役員報酬額を参考として設定されていた。

【監事意見】

給与水準について、適正化の取組として5年度まで本給の5%カットが行われていたが、民間企業における賃上げの状況を鑑み、6年度は4%に改訂された。引き続き、他の独立行政法人等の対応も考慮しながら、本給のカット率等の見直しについて、慎重に検討をしていく必要がある。

2) 事業報告書

平成30年9月制定の事業報告に関するガイドラインに従って作成されていた。

【監事意見】

事業報告書は、法令等に従い機構の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 事務処理に係る検討等が必要と認められる事項

事務処理に係る検討や改善・留意が必要と認められた事項は以下のとおりである。

- ① 受発注者間の協議事項について、協議を実施した内容が書面で確認ができなかったもの
- ② 設計変更にあたり設計変更ガイドラインに示された内容が適正に実施されていなかったもの
- ③ 完成検査時のチェックリスト等が適正でなかったもの
- ④ 予定価格算定のための積算が適正でなかったもの

上記の注意すべき事項があった事務所については、所内への周知やチェック体制の見直し等の再発防止の取組を行っていることを確認した。

【監事意見】

機構の業務の遂行に当たっては、規程等に基づき、適正に行う必要がある。特に受発注者間の指示事項や協議事項については、文書主義の徹底を強く求めた。

(5) 推奨事項

共通仕様書に定められる協議や提出書類に関する事項について、独自にチェックリスト化し、監督または検査が適正に実行できるよう運用していた。また、経験の少ない若手技術職員の教育にも活用し役立てられていた。

2 会計監査

令和7年6月18日に会計監査人有限責任監査法人トーマツから当期の監査結果及び監査結果に対する意見等について説明を受けた。

【監事意見】

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和6業年度に係る事業報告書及び財務諸表などは、適正であると認める。

以 上

令和6年度監事監査実施事務所及び監査日程

	監査対象事務所	監査日程	備考
1	総合技術センター	令和6年5月23日(木)	
—	本社	令和6年5月29日(水)、31日(金) 令和6年6月3日(月)、7日(金)	
2	千葉用水総合管理所	令和6年6月26日(水)～28日(木)	
3	筑後川下流総合管理所	令和6年7月10日(水)～12日(木)	
4	利根川下流総合管理所	令和6年7月24日(水)～25日(木)	テーマ監査
5	旧吉野川河口堰管理所	令和6年8月21日(水)～22日(木)	
6	吉野川下流域建設所	令和6年8月21日(水)～22日(木)	
7	香川用水管理所	令和6年8月23日(金)	
8	中部支社	令和6年9月5日(木)	
9	愛知用水総合管理所	令和6年9月6日(金)	
10	木曾川用水総合管理所	令和6年9月18日(水)～19日(木)	テーマ監査
11	豊川用水総合事業部	令和6年10月3日(木)～4日(金)	
12	味噌川ダム管理所	令和6年10月16日(水)～17日(木)	
13	阿木川ダム管理所	令和6年10月17日(木)～18日(金)	
—	本社	令和6年11月6日(水)、7日(木) 令和6年11月8日(金)	
14	下久保ダム管理所	令和6年11月20日(水)	テーマ監査
15	群馬用水管理所	令和6年11月21日(木)	テーマ監査
16	沼田総合管理所	令和6年11月22日(金)	テーマ監査
17	一庫ダム管理所	令和6年12月5日(木)～6日(金)	テーマ監査
18	木津川ダム総合管理所	令和6年12月19日(木)～20日(金)	
19	池田総合管理所	令和7年1月15日(水)～16日(木)	
20	吉野川本部	令和7年1月17日(金)	
21	思川開発建設所	令和7年1月29日(水)～30日(木)	
22	筑後川上流総合管理所	令和7年2月13日(木)	
23	朝倉ダム総合事業所	令和7年2月14日(金)	
24	利根導水総合管理所	令和7年2月26日(水)	
25	荒川ダム総合管理所	令和7年2月28日(金)	
	本社及び25事務所		

※テーマ監査は「総合管理所化について」とし、新たに総合管理所の試行を行う事務所で実施した。